東京大学医科学研究所教職員退職手当規則

平成１６年４月１日制定
東大医科研規則第７号
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成１６年医科研規則第１号。以下「就業規則」という。）第５１条の規定に基づき、教職員（国、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）以外の国立大学法人及び団体の職員であって、その身分を保有したまま派遣され又は出向してきた者並びに東京大学医科学研究所年俸制給与の適用に関する規則（平成２５年３月２８日制定）第２条第１号及び第３号の規定の適用を受けている者を除く。以下同じ。）が退職し又は解雇された（以下「退職等した」という。）場合に支給する退職手当について基準を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第２条　退職手当は、教職員が退職等した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

(1)　教職員として引き続き在職した期間が６月未満の場合（次条第１項第１号に該当する場合及び同項第４号における雇用期間が満了し退職した場合の在職した期間に限る。）

(2)　就業規則第２２条第２項の規定により解雇（以下「拘禁刑以上の刑に処せられた場合の解雇」という。）された場合（刑事事件（退職等した後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し退職等した後に拘禁刑以上の刑に処せられた場合を含む。）

(3)　就業規則第３９条第６号の規定により懲戒解雇（以下「懲戒解雇」という。）された場合

(4)　退職等した後、在職期間中の行為に関して懲戒解雇相当との決定がされた場合

２　前項第２号の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第４条又は第７条第９項若しくは第８条第４項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第７条第６項に規定する他大学若しくは第８条第１項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び拘禁刑以上の刑に処せられた場合の解雇又は懲戒解雇されたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）をいう。

(1)　教職員としての引き続いた在職期間

(2)　規則第７条第６項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他大学としての引き続いた在職期間

(3)　規則第８条第１項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(4)　規則第８条第２項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(5)　規則第９条第１項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間
(6)　前各号に掲げる期間に準ずるものとしての在職期間

３　退職手当は、本人又はその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令等により控除すべき額があるときはそれを控除した額とする。

４　退職手当は、教職員が退職等した日から起算して１月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、第１３条に該当する場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の支給額）

第３条　次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職等した者に対する退職手当の支給額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表第１に掲げる割合を退職等した日におけるその者の俸給月額（俸給及び俸給の調整額の月額の合計額をいう。以下同じ。）に乗じて得た額（以下「退職手当の基本額」という。）に第３条の３により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（以下「支給額」という。）とする。なお、支給額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)　就業規則第１７条の規定により自己都合退職した場合、同規則第２２条第１項第１号から第４号までのいずれかの規定により解雇された場合
(2)　業務外の死亡により退職した場合、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第４７条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職した場合
(3)　業務外による傷病により退職した場合（前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。）
(4)　就業規則第１８条の規定により定年退職した場合（定年に達した日以後定年退職日の前日までに自己都合退職した場合を含む。）又は就業規則第２０条第１号の規定により雇用期間が満了し退職した場合
(5)　就業規則第２２条第１項第５号の規定により解雇された場合
(6)　業務上の傷病又は死亡により退職した場合

２　前項第５号又は第６号に掲げる事由により退職等した者のうち、前項の規定に基づく支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職等した日におけるその者の俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する教育研究連携手当の月額の合計額に乗じて得た額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
１年未満	２．７
１年以上２年未満	３．６
２年以上３年未満	４．５
３年以上	５．４

３　前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職等した日の翌日から１年以内に再び教職員となった者が、その再び教職員となった日から起算して１年以内に退職等した場合には適用しない。

４　部局長（東京大学基本組織規則（平成１６年規則第１号）第３章及び第４章に掲げる組織の長をいう。）等の職にあった教職員については、第１項における退職事由ごとの支給額にその部局長等としての業績等を勘案した金額を加えて退職手当を支給することができる。

（俸給月額が給与規則改正以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第３条の２　退職した者の基礎在職期間中に、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成１６年医科研規則第４号。以下「給与規則」という。）の改正以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合（平成１８年４月１日後の期間に限る。）において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職等した日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)　その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2)　退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

（退職手当の調整額）

第３条の３　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第２条第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（別に定める期間があるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた別表第２に掲げる教職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

（役員就任時の退職手当）

第４条　教職員が、役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には退職手当は支給しない。

（早期退職した教職員に対する退職手当）

第５条　就業規則第１９条の規定により退職した教職員に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　東京大学医科学研究所教職員早期退職規程（平成１６年医科研規則第１６号。以下「早

期退職規程」という。）第１条第２項第１号の規定により早期退職した場合
第３条第１項第４号の規定に基づく支給割合による額
(2)　早期退職規程第１条第２項第２号の規定により早期退職した場合
第３条第１項第５号の規定に基づく支給割合による額

２　第３条第１項第５号若しくは第６号又は前項に掲げる事由により退職等した教職員（指定職俸給表９号俸以上である者を除く。）のうち、定年に達する日の６月前までに退職等した者であって、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、その年齢が定年から２０年（ただし、就業規則第１８条第２項の規定に基づき定められた定年が適用される教職員にあっては１５年）を減じた年齢以上であるものに対する第３条第１項及び第３条の２第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条第１項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき俸給月額に応じて１００分の３（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては、１００分の１、指定職俸給表７号俸未満である者及び退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である教職員（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者を除く。）にあっては、１００分の２）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第１号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて１００分の３（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては、１００分の１、指定職俸給表７号俸未満である者及び退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である教職員（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者を除く。）にあっては、１００分の２）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第２	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職等の

号		日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて１００分の３（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては、１００分の１、指定職俸給表７号俸未満である者及び退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が１年である教職員（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者を除く。）にあっては、１００分の２）を乗じて得た額の合計額に、
第３条の２第２号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第３条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（諭旨解雇の退職手当）

第６条　就業規則第３９条第５号の規定による退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、第３条第１項第１号に基づく支給額の３分の２以内の額とする。

２　就業規則第３９条第５号の規定による退職願の提出を勧告し、これに応じない場合の退職手当の支給額は、第３条第１項第１号に基づく支給額の２分の１以内の額とする。

３　前２項の規定は、退職等した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨解雇相当との決定がされた場合に準用する。

（勤続期間の計算）

第７条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

２　前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職等した日の属する月までの月数による。

３　在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。以下同じ。）の２分の１に相当する期間（第６号の期間にあっては、その月数）を前２項の規定により計算した在職期間から除算する。

⑴　就業規則第１４条第１項第１号から第３号まで、東京大学医科学研究所教職員休職規程（平成１６年医科研規則第１５号。以下「休職規程」という。）第３条第１項（いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。）及び同規程第５条第１項の規定による休職の期間

⑵　東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成１６年医科研規則第１４号。以下「研究出向規程」という。）第２条の規定による研修出向の期間（別に定める要件を満たす研修出向の期間を除く。）

(3)　就業規則第３９条第４号の規定による停職の期間
(4)　東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成２６年３月２７日制定。以下「休業規則」という。）による育児休業の期間（ただし、当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間については、３分の１に相当する期間。）
(5)　休業規則による自己啓発等休業の期間
(6)　休業規則による配偶者同行休業の期間

４　第１項から第３項までの規定により計算した在職期間に１年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が６月以上１年未満（第３条第１項第２号から第７号までの規定に該当する場合にあっては、１年未満）の場合には、これを１年とする。

５　前項の規定は、第３条第２項の勤続期間の計算には適用しない。

６　本学以外の国立大学等（国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第２項に規定する国立大学及び同条第４項に規定する大学共同利用機関並びに独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項及び第３項のうち、国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（教育職職員に限る。）をいう。以下「他大学」という。）の職員（本規則に相当する退職手当（これに相当する給付を含む。本条について同じ）の受給資格を有する者に限る。）が教職員となるため退職をし、かつ、退職手当の支給を受けずに引き続いて教職員となった場合は、他大学の職員の在職期間を第１項に規定する在職期間に通算する。

７　前項に規定する他大学の職員の在職期間には、当該在職期間前の引き続く教職員又は他大学の職員の在職期間を含むものとする。ただし、退職手当の支給を受けているときは、当該退職手当の計算の基礎となった在職期間は含まないものとする。

８　前２項の規定は、教職員が引き続き他大学の職員となった場合に、教職員としての在職期間が当該他大学の退職手当に関する規定により、当該他大学の在職期間に通算される場合に適用する。

９　教職員が引き続いて他大学の職員となった場合、その者の教職員としての在職期間が、当該他大学の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定により、当該他大学における職員としての在職期間に通算されるときは、この規則による退職手当は支給しない。

１０　第１項から第３項までの規定は、他大学の職員の在職期間の計算について準用する。

１１　就業規則第３条に規定する東京大学における教員の任期に関する規則に基づき期間を定めて雇用する教員（当該雇用の終了に伴い退職手当の支給を受ける者は除く）が雇用期間満了の日又はその翌日に引き続き教職員となった場合は、教職員として在職した期間に当該期間を定めて雇用された期間を含むものとする。

（国等から復帰した教職員に対する退職手当に係る特例）

第８条　教職員のうち、本学の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。）、地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第７条の２第１項に規定する公庫等（前条の他大学を除く。以下「国等」という。）に雇用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の国家公務員等として在職した場合を含

む。）した後、引き続いて再び教職員となった者（国家公務員等から引き続いて他大学の職員となり、引き続いて再び教職員となった者を含む。）の在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間を、前条第１項にいう教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、当該地方公共団体等の退職手当に関する条例において、教職員が要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に雇用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に雇用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等に限る。

２　国家公務員等が国等の要請に応じて、引き続いて教職員となるために退職をし、かつ、引き続いて教職員となった者の前条第１項にいう在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

３　前２項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条（第６項から第１１項までを除く。）の規定を準用するものとする。

４　教職員が第１項の規定に該当する退職をした場合、又は第２項の規定に該当する教職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。

５　第２項の規定に該当する教職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により退職等した場合の退職手当の額については、当該退職等した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の、国家公務員等としての在職期間を教職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とする。

（役員から引き続いて教職員となった者の在職期間）

第９条　教職員のうち、役員（非常勤である者を除く。本条において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び教職員となった者の在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間（前２条により教職員の在職期間に通算し又は教職員の在職期間とみなす期間を含む。）は、第７条第１項の規定による教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職手当の支給を受けている場合を除く。

２　役員が教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の第７条第１項に規定する教職員としての在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、役員の退職手当の支給を受けている場合を除く。

（遺族の範囲及び順位）

第１０条　この規則において、「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1)　配偶者等（婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者その他これに準ずる者として本所が認めた者を含む。）

(2)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3)　前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に該当しない者

２　退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母について

は、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

３　退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が２人以上ある場合には、そのうちの選任された代表者に支給する。なお、その代表者に退職手当を支払ったときは、同順位者すべてに支払ったものとみなす。

（遺族からの排除）

第１１条　次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1)　教職員を故意に死亡させた者

(2)　教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第１２条　（削除）

（退職手当の支払の差止め）

第１３条　退職等した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1)　教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職等したとき。

(2)　退職等した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職等した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

２　退職等した者に対しまだ当該退職等したときの退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1)　当該退職等した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。

(2)　当該退職等した者について、在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

(3)　当該退職等した者について、在職期間中に東京大学科学研究行動規範委員会規則（平成１８年規則第７９号）第２条の規定に定める不正行為が存在する疑いがあると判断し、同規則第９条の規定により調査委員会に調査を行わせることが決定されたとき。

３　死亡による退職をした者の遺族（退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第２号又は第３号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

４　第１項又は第２項の規定による支払差止めを行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止めの

目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1)　当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2)　当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、第２条第１項第４号又は第６条第３項に規定する決定がされることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合

(3)　当該支払差止めを受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第２条第１項第４号又は第６条第３項に規定する決定がされることなく、当該支払差止めを受けた日から１年を経過した場合

５　第３項の規定による支払差止めを行った場合において、当該支払差止めを受けた者について、第２条第１項第４号又は第６条第３項に規定する決定がされることなく当該支払差止めを受けた日から１年を経過した場合には、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。

６　前２項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（退職手当の返納）

第１４条　退職等した者に対し当該退職等したときの退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

(1)　当該退職等した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)　当該退職等した者が在職期間中の行為につき懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当との決定を受けたとき。

２　死亡による退職等した者の遺族（退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職等したときの退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前項第２号に該当するときは、当該遺族に対し、退職の日から１年以内に限り、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納の請求）

第１５条　退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職等したときの退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に前条第１項又は第２項の規定による返納の請求を受けることなく死亡した場合において、本学が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職等した者が在職期間中に懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当の行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職等した者が在職期間中に懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当の行為をしたと認め

られることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

2　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から次項までにおいて同じ。）が、当該退職等した日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第１３条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、在職期間中に懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当の行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

3　退職手当の受給者が、当該退職等した日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において前条第１項の規定による返納の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職等した者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

4　前各項の規定による処分に基づき返納を請求する場合において、当該退職手当の受給者の相続人が２人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

（実施に関し必要な事項）

第１６条　この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　平成１６年４月１日から平成１６年９月３０日までの間に退職等した教職員については、第３条第１項に規定する別表にかかわらず別表（経過措置）を適用する

3　国立大学法人法附則第６条第１項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き教職員として在職し退職等した場合には、平成１６年３月３１日以前の国家公務員退職手当法第２条第１項に規定する職員（同条第２項に規定する職員を含む。）として在職した期間を教職員の在職期間とみなす。

4　国立大学法人法附則第４条の適用を受けた者が、引き続き教職員として在職した後、国家公務員等となるため退職等した場合に当該教職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、第２条第１項の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

5　施行日の前日以前における国家公務員退職手当法第７条第４項に掲げる期間がある場合には、第７条第１項及び第２項の規定にかかわらず、当該在職期間から除算するものとする。

6　国立大学法人成立前の東京大学の教職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第７条の２第１項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の

職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第７条第１項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、第８条第１項を準用する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（以下「旧規則」という。）により計算した支給額が、改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（以下「新規則」という。）により計算した退職手当の額（以下「新規則退職手当額」という。）よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

（施行日以後平成２１年３月３１日までの間に退職した場合の経過措置）

３　施行日以後平成２１年３月３１日までの間に退職した場合において、その者についての新規則退職手当額が施行日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規則により計算した退職手当の額（以下「旧規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規則にかかわらず、新規則退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

⑴　退職等した者で勤続期間が２５年以上のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が１０万円を超える場合には、１０万円））

イ　新規則により計算した退職手当の調整額の１００分の５に相当する額

ロ　新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

⑵　施行日以後平成１９年３月３１日までの間に退職した者で勤続期間が２４年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が１００万円を超える場合には、１００万円））

イ　新規則により計算した退職手当の調整額の１００分の７０に相当する額

ロ　新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

⑶　平成１９年４月１日以後平成２１年３月３１日までの間に退職した者で勤続期間が２４年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が５０万円を超える場合には、５０万円））

イ　新規則により計算した退職手当の調整額の１００分の３０に相当する額

ロ　新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

（平成１８年４月１日以後退職した教職員の俸給）

４　東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成１８年医科研規則第２

９号。以下「平成１８年改正規則」という。）附則第２項ただし書の規定の適用を受ける教職員の第３条第１項に規定する俸給は、平成１８年改正規則附則第２項ただし書の規定の適用を受けないこととした場合の俸給とする。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は、平成２３年１月１日から適用する。

（平成２３年１月１日以後退職した教職員の俸給）

２　東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成２２年医科研規則第１号。以下「平成２２年改正規則」という。）附則第２項及び第４項の規定の適用を受ける教職員の第３条第１項に規定する俸給は、平成２２年改正規則附則第２項及び第４項の規定の適用を受けないこととした場合の俸給とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　次の各号に掲げる期間に退職等した者に対するこの規則による改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則別表第１の適用は、第３条第１項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表による。

(1)　平成２５年１月１日から平成２５年９月３０日までの間

勤続期間	第３条第１項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	経営上の都合	業務上傷病・死亡
６月未満	0	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47

6 月以上 1 年	0.588						
2 年	1.176	1.96	1.96	1.96	2.45	2.94	2.94
3 年	1.764	2.94	2.94	2.94	3.675	4.41	4.41
4 年	2.352	3.92	3.92	3.92	4.9	5.88	5.88
5 年	2.94	4.9	4.9	4.9	6.125	7.35	7.35
6 年	3.528	5.88	5.88	5.88	7.35	8.82	8.82
7 年	4.116	6.86	6.86	6.86	8.575	10.29	10.29
8 年	4.704	7.84	7.84	7.84	9.8	11.76	11.76
9 年	5.292	8.82	8.82	8.82	11.025	13.23	13.23
10 年	5.88	9.8	9.8	9.8	12.25	14.7	14.7
11 年	8.7024	13.5975	10.878	13.5975	13.5975	16.317	16.317
12 年	9.5648	14.945	11.956	14.945	14.945	17.934	17.934
13 年	10.4272	16.2925	13.034	16.2925	16.2925	19.551	19.551
14 年	11.2896	17.64	14.112	17.64	17.64	21.168	21.168
15 年	12.152	18.9875	15.19	18.9875	18.9875	22.785	22.785
16 年	15.0822	20.9475	16.758	20.9475	20.9475	24.402	24.402
17 年	16.4934	22.9075	18.326	22.9075	22.9075	26.019	26.019
18 年	17.9046	24.8675	19.894	24.8675	24.8675	27.636	27.636
19 年	19.3158	26.8275	21.462	26.8275	26.8275	29.253	29.253
20 年	23.03	28.7875	23.03	28.7875	28.7875	30.87	30.87
21 年	24.99	30.7475	24.99	30.7475	30.7475	32.487	32.487
22 年	26.95	32.7075	26.95	32.7075	32.7075	34.104	34.104
23 年	28.91	34.6675	28.91	34.6675	34.6675	35.721	35.721
24 年	30.87	36.6275	30.87	36.6275	36.6275	37.338	37.338
25 年	32.83	38.955	32.83	38.955	38.955	38.955	38.955
26 年	34.398	40.719	34.398	40.719	40.719	40.719	40.719
27 年	35.966	42.483	35.966	42.483	42.483	42.483	42.483
28 年	37.534	44.247	37.534	44.247	44.247	44.247	44.247
29 年	39.102	46.011	39.102	46.011	46.011	46.011	46.011
30 年	40.67	47.775	40.67	47.775	47.775	47.775	47.775
31 年	41.846	49.539	41.846	49.539	49.539	49.539	49.539
32 年	43.022	51.303	43.022	51.303	51.303	51.303	51.303
33 年	44.198	53.067	44.198	53.067	53.067	53.067	53.067
34 年	45.374	54.831	45.374	54.831	54.831	54.831	54.831
35 年	46.55	55.86	46.55	55.86	55.86	55.86	55.86
36 年	47.726	55.86	47.726	55.86	55.86	55.86	55.86
37 年	48.902	55.86	48.902	55.86	55.86	55.86	55.86

38年	50.078	55.86	50.078	55.86	55.86	55.86	55.86
39年	51.254	55.86	51.254	55.86	55.86	55.86	55.86
40年	52.43	55.86	52.43	55.86	55.86	55.86	55.86
41年	53.606	55.86	53.606	55.86	55.86	55.86	55.86
42年	54.782	55.86	54.782	55.86	55.86	55.86	55.86
43年以上	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86

（備　考）

1　勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第３条第１項の退職事由ごとの支給割合に０．１２５×０．９８×役員の在職月数×業績評価係数により得られた数を合計したものを支給割合とする。

2　役員の在職月数及び業績評価係数は、別に定めるところによる。

(2)　平成２５年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間

勤続期間	第３条第１項の退職事由					
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	経営上の都合	業務上傷病・死亡
６月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.38	1.38
６月以上１年	0.552					
2年	1.104	1.84	1.84	1.84	2.76	2.76
3年	1.656	2.76	2.76	2.76	4.14	4.14
4年	2.208	3.68	3.68	3.68	5.52	5.52
5年	2.76	4.6	4.6	4.6	6.9	6.9
6年	3.312	5.52	5.52	5.52	8.28	8.28
7年	3.864	6.44	6.44	6.44	9.66	9.66
8年	4.416	7.36	7.36	7.36	11.04	11.04
9年	4.968	8.28	8.28	8.28	12.42	12.42
10年	5.52	9.2	9.2	9.2	13.8	13.8
11年	8.1696	12.765	10.212	12.765	15.318	15.318
12年	8.9792	14.03	11.224	14.03	16.836	16.836
13年	9.7888	15.295	12.236	15.295	18.354	18.354
14年	10.5984	16.56	13.248	16.56	19.872	19.872
15年	11.408	17.825	14.26	17.825	21.39	21.39
16年	14.1588	19.665	15.732	19.665	22.908	22.908
17年	15.4836	21.505	17.204	21.505	24.426	24.426
18年	16.8084	23.345	18.676	23.345	25.944	25.944
19年	18.1332	25.185	20.148	25.185	27.462	27.462

20年	21.62	27.025	21.62	27.025	28.98	28.98
21年	23.46	28.865	23.46	28.865	30.498	30.498
22年	25.3	30.705	25.3	30.705	32.016	32.016
23年	27.14	32.545	27.14	32.545	33.534	33.534
24年	28.98	34.385	28.98	34.385	35.052	35.052
25年	30.82	36.57	30.82	36.57	36.57	36.57
26年	32.292	38.226	32.292	38.226	38.226	38.226
27年	33.764	39.882	33.764	39.882	39.882	39.882
28年	35.236	41.538	35.236	41.538	41.538	41.538
29年	36.708	43.194	36.708	43.194	43.194	43.194
30年	38.18	44.85	38.18	44.85	44.85	44.85
31年	39.284	46.506	39.284	46.506	46.506	46.506
32年	40.388	48.162	40.388	48.162	48.162	48.162
33年	41.492	49.818	41.492	49.818	49.818	49.818
34年	42.596	51.474	42.596	51.474	51.474	51.474
35年	43.7	52.44	43.7	52.44	52.44	52.44
36年	44.804	52.44	44.804	52.44	52.44	52.44
37年	45.908	52.44	45.908	52.44	52.44	52.44
38年	47.012	52.44	47.012	52.44	52.44	52.44
39年	48.116	52.44	48.116	52.44	52.44	52.44
40年	49.22	52.44	49.22	52.44	52.44	52.44
41年	50.324	52.44	50.324	52.44	52.44	52.44
42年	51.428	52.44	51.428	52.44	52.44	52.44
43年以上	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

（備　考）

1　勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第３条第１項の退職事由ごとの支給割合に０．１２５×０．９２×役員の在職月数×業績評価係数により得られた数を合計したものを支給割合とする。

2　役員の在職月数及び業績評価係数は、別に定めるところによる。

3　施行日以後に退職した場合において、その者が平成１８年３月３１日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、東京大学医科学研究所教職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成１８年３月３０日制定）による改正前の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（以下「平成１８年旧規則」という。）により計算した額（当該勤続期間が４３年又は４４年の者であって、この規則による改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（以下「新規則」という。）第３条第１項第１号又は第３号により退職したものにあっては、その者が平成１８年旧規則第３条第１項第６号により退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を３５年として計算した額）に１００分の８７（当該勤続期間が２０年以上の者

（４２年以下の者で新規則第３条第１項第１号により退職したもの及び３７年以上４２年以下の者で同条同項第３号により退職したものを除く。）にあっては、１０４分の８７）を乗じて得た額が、新規則により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

４　前項の規定の適用については、同項中「１００分の８７」とあるのは、平成２５年1月１日から同年９月３０日までの間においては「１００分の９８」と、同年１０月１日から平成２６年6月３０日までの間においては「１００分の９２」と、「１０４分の８７」とあるのは、平成２５年1月１日から同年９月３０日までの間においては「１０４分の９８」と、同年１０月１日から平成２６年６月３０日までの間においては「１０４分の９２」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成２５年３月２８日制定）附則第２項の適用を受ける者については、第２条第１項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

附　則

この規則は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（平成２７年４月１日以後退職した教職員の俸給）

２　東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則(平成２７年３月２６日制定。以下「平成２７年改正規則」という。）附則第２項の規定の適用を受ける教職員の第３条第１項に規定する俸給は、平成２７年改正規則附則第２項の規定の適用を受けないこととした場合の俸給とする。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２１年３月３１日以前のメディア教育開発センターの職員としての在職期間（当該在職後引き続き放送大学学園法（平成１４年法律第１５６号）第２条第１項に規定する放送大

学学園の職員となった場合におけるその在職期間を含む。）については、改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則第７条第６項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成２９年３月３１日以前に退職等した者については、改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則第１３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成３０年３月１日から施行する。

（経過措置）

2　施行日以後に退職した場合において、その者が平成１８年３月３１日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、東京大学医科学研究所教職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成１８年３月３０日制定）による改正前の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（以下「平成１８年旧規則」という。）により計算した額（当該勤続期間が４３年又は４４年の者であって、この規則による改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則（以下「新規則」という。）第３条第１項第１号又は第３号により退職したものにあっては、その者が平成１８年旧規則第３条第１項第６号により退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を３５年として計算した額）に１００分の８３．７（当該勤続期間が２０年以上の者（４２年以下の者で新規則第３条第１項第１号により退職したもの及び３７年以上４２年以下の者で同条同項第３号により退職したものを除く。）にあっては、１０４分の８３．７）を乗じて得た額が、新規則により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　当分の間、６０歳に達した日以後に第３条第１項第１号に掲げる事由により退職等した者（就業規則第１８条第２項の規定により定められた定年が適用される教職員及び同規則平成１６年附則第３項、第５項または第６項の規定により期間を定めて雇用される代替教職員を除く。）に対する退職手当の支給額は、第３条第１項第４号に掲げる事由により退職したものとみなし算出する。ただし、就業規則第２２条第１項第１号から第４号又は同規則第３９条第５号の規定による退職等の場合は除く。

3　第３条の２において、給与規則附則第３項の規定による教職員の俸給月額の改定は、給与規則の改正を理由とする俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

4　当分の間、就業規則第１９条の規定又は第３条第１項第５号若しくは第６号に掲げる事由により退職等した者（就業規則第１８条第２項の規定により定められた定年が適用される者を除く）に対する第５条第２項の規定の適用については、同項中「定年から２０年を減じた年齢」とあるのは「４５歳」とし、退職等の事由又は時期に応じ次の各号に定めるとおりと

する。

本項において、６０歳と退職等した日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正前定年前年数」、退職等した日において定められているその者に係る定年と退職等した日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正後定年前年数」とする。

(1)　就業規則第１９条の規定により退職した者

第５条第２項の規定において「定年に達する日」とあるのは「６０歳に達する日」、「６月」とあるのは「零月」とし、第３条第１項及び第３条の２の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条第１項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正前定年前年数１年につき俸給月額に応じて１００分の３（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては１００分の１、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては１００分の２）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第１号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正前定年前年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて１００分の３（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては１００分の１、指定職俸給表７号俸未満である者１００分の２）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第２号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正前定年前年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて１００分の３（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては１００分の１、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては１００分の２）を乗じて得た額の合計額に、
第３条の２第２号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第３条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2)　第３条第１項第５号又は第６号に掲げる事由により６０歳に達する日前に退職等した者

第３条第１項及び第３条の２の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条第１項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正後定年前年数１年につき俸給月額に応じて改正前定年前年数に１００分の３を乗じ

		て得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては改正前定年前年数に１００分の１を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては改正前定年前年数に１００分の２を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第１号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正後定年前年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて改正前定年前年数に１００分の３を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては改正前定年前年数に１００分の１を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては改正前定年前年数に１００分の２を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第２号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正後定年前年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて改正前定年前年数に１００分の３を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては改正前定年前年数に１００分の１を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては改正前定年前年数に１００分の２を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合）を乗じて得た額の合計額に、
第３条の２第２号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第３条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(3)　第３条第１項第５号又は第６号に掲げる事由により６０歳に達した日以後に退職等した者

第３条第１項及び第３条の２の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第３条第１項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正後定年前年数１年につき俸給月額に応じて１００分の２を改正後定年前年数で除して得た割合（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっ

		ては１００分の１を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては１００分の２を改正後定年前年数で除して得た割合）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第１号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正後定年前年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて１００分の２を改正後定年前年数で除して得た割合（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては１００分の１を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては１００分の２を改正後定年前年数で除して得た割合）を乗じて得た額の合計額
第３条の２第２号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正後定年前年数１年につき特定減額前俸給月額に応じて１００分の２を改正後定年前年数で除して得た割合（指定職俸給表７号俸又は８号俸である者にあっては１００分の１を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表７号俸未満である者にあっては１００分の２を改正後定年前年数で除して得た割合）を乗じて得た額の合計額に、
第３条の２第２号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第３条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第２号及び第２項、第１３条第１項第１号及び第４項第２号、第１４条第１項第１号並びに第１５条第３項の改正規定は令和７年６月１日から適用する。

（経過措置）

２　教職員が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）第４４１条第１項の規定により禁錮以上の刑に処せられた場合は、改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則第２条第１項第２号及び第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）第４４１条第１項の規定により禁錮以上の刑が定められている刑事事件に関し起訴された教職員に対する退職手当の支払の差止めについては、改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則１３条第１項１号及び第４項第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　退職等した者に対し当該退職等したときの退職手当の額が支払われた後において、当該退職

等した者又は退職手当の受給者が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）第４４１条第１項の規定により禁錮以上の刑に処せられたときは、改正後の東京大学医科学研究所教職員退職手当規則第１４条第１項第１号及び第１５条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１

勤続期間	第　３　条　第　１　項　の　退　職　事　由					
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号
	自己都合等	業務外 死亡等	業務外 傷病	定年・ 雇用期間満了	経営上の 都合	業務上 傷病・死亡
６月未満	0	0.837	0.837	0.837	1.2555	1.2555
６月以上　１年	0.5022					
２年	1.0044	1.674	1.674	1.674	2.511	2.511
３年	1.5066	2.511	2.511	2.511	3.7665	3.7665
４年	2.0088	3.348	3.348	3.348	5.022	5.022
５年	2.511	4.185	4.185	4.185	6.2775	6.2775
６年	3.0132	5.022	5.022	5.022	7.533	7.533
７年	3.5154	5.859	5.859	5.859	8.7885	8.7885
８年	4.0176	6.696	6.696	6.696	10.044	10.044
９年	4.5198	7.533	7.533	7.533	11.2995	11.2995
10年	5.022	8.37	8.37	8.37	12.555	12.555
11年	7.43256	11.613375	9.2907	11.613375	13.93605	13.93605
12年	8.16912	12.76425	10.2114	12.76425	15.3171	15.3171
13年	8.90568	13.915125	11.1321	13.915125	16.69815	16.69815
14年	9.64224	15.066	12.0528	15.066	18.0792	18.0792
15年	10.3788	16.216875	12.9735	16.216875	19.46025	19.46025
16年	12.88143	17.890875	14.3127	17.890875	20.8413	20.8413
17年	14.08671	19.564875	15.6519	19.564875	22.22235	22.22235
18年	15.29199	21.238875	16.9911	21.238875	23.6034	23.6034
19年	16.49727	22.912875	18.3303	22.912875	24.98445	24.98445
20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875	26.3655	26.3655
21年	21.3435	26.260875	21.3435	26.260875	27.74655	27.74655
22年	23.0175	27.934875	23.0175	27.934875	29.1276	29.1276
23年	24.6915	29.608875	24.6915	29.608875	30.50865	30.50865
24年	26.3655	31.282875	26.3655	31.282875	31.8897	31.8897
25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075
26年	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735
27年	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395
28年	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055
29年	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715
30年	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375
31年	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035

32年	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695
33年	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355
34年	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015
35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709	47.709	47.709
36年	40.7619	47.709	40.7619	47.709	47.709	47.709
37年	41.7663	47.709	41.7663	47.709	47.709	47.709
38年	42.7707	47.709	42.7707	47.709	47.709	47.709
39年	43.7751	47.709	43.7751	47.709	47.709	47.709
40年	44.7795	47.709	44.7795	47.709	47.709	47.709
41年	45.7839	47.709	45.7839	47.709	47.709	47.709
42年	46.7883	47.709	46.7883	47.709	47.709	47.709
43年以上	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

（備　考）

１　勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第３条第１項の退職事由ごとの支給割合に０．１２５×０．８３７×役員の在職月数×業績評価係数により得られた数を合計したものを支給割合とする。

２　役員の在職月数及び業績評価係数は、別に定めるところによる。

別表第２

１（1）

平成８年４月１日から平成１６年３月３１日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。　（平成27年4月1日～）

区　分	調整月額	教職員の区分
第１号区分	95,400円	指定職俸給表９号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第２号区分	78,750円	指定職俸給表４号俸から８号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第３号区分	70,400円	指定職俸給表１号俸から３号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第４号区分	65,000円	行政職俸給表（一）１１級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級を受けていた者で別に定める者
第５号区分	59,550円	行政職俸給表（一）１０級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級（第４号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級を受けていた者で別に定める者

第６号区分	54,150 円	行政職俸給表（一）９級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級（第４号区分及び第５号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）８級を受けていた者
		医療職俸給表（三）７級を受けていた者
第７号区分	43,350 円	行政職俸給表（一）８級を受けていた者
		教育職俸給表（一）４級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分及び第６号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）６級又は７級を受けていた者
		医療職俸給表（三）６級を受けていた者
第８号区分	32,500 円	行政職俸給表（一）７級を受けていた者
		行政職俸給表（二）６級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（一）４級（第７号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）５級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（三）５級を受けていた者
第９号区分	27,100 円	行政職俸給表（一）６級を受けていた者
		行政職俸給表（二）６級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一）３級を受けていた者
		教育職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（三）４級を受けていた者
第１０号区分	21,700 円	行政職俸給表（一）４級又は５級を受けていた者
		行政職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者又は４級若しくは５級を受けていた者
		教育職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）２級（第９号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級若しくは４級を受けていた者
		医療職俸給表（三）２級を受けていた者で別に定める者又は３級を受けていた者
第１１号区分	零	第１号区分から第１０号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(2)

平成１６年４月１日から平成１８年３月３１日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。　（平成 27 年 4 月 1 日～）

区　分	調整月額	教職員の区分
第１号区分	95,400 円	指定職俸給表９号俸以上の俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第２号区分	78,750 円	指定職俸給表４号俸から８号俸までの俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第３号区分	70,400 円	指定職俸給表１号俸から３号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第４号区分	65,000 円	一般職俸給表（一）１１級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級を受けていた者で別に定める者
第５号区分	59,550 円	一般職俸給表（一）１０級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級（第４号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級を受けていた者で別に定める者
第６号区分	54,150 円	一般職俸給表（一）９級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級（第４号区分及び第５号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）８級を受けていた者
		医療職俸給表（二）７級を受けていた者
第７号区分	43,350 円	一般職俸給表（一）８級を受けていた者
		教育職俸給表（一）４級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分及び第６号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一）６級又は７級を受けていた者
		医療職俸給表（二）６級を受けていた者
第８号区分	32,500 円	一般職俸給表（一）７級を受けていた者
		一般職俸給表（二）６級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（一）４級（第７号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）５級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）５級を受けていた者
第９号	27,100 円	一般職俸給表（一）６級を受けていた者

区分		一般職俸給表（二）６級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一）３級を受けていた者
		教育職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）４級を受けていた者
第１０号区分	21,700 円	一般職俸給表（一）４級又は５級を受けていた者
		一般職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者又は４級若しくは５級を受けていた者
		教育職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）２級（第９号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者又は３級若しくは４級を受けていた者
		医療職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級を受けていた者
第１１号区分	零	第１号区分から第１０号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(3)

平成１８年４月１日以後の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。

（平成 27 年 4 月 1 日～）

区　分	調整月額	教職員の区分
第１号区分	95,400 円	指定職俸給表９号俸以上の俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第２号区分	78,750 円	指定職俸給表４号俸から８号俸までの俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第３号区分	70,400 円	指定職俸給表１号俸から３号俸までの俸給月額を受けていた者
		一般職俸給表（一）１０級を受けていた者
		教育職俸給表（一）６級を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第４号区分	65,000 円	一般職俸給表（一）９級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級を受けていた者で別に定める者
第５号区分	59,550 円	一般職俸給表（一）８級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級（第４号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級を受けていた者で別に定める者

第６号区分	54,150 円	一般職俸給表（一）７級を受けていた者
		教育職俸給表（一）５級（第４号区分及び第５号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）８級を受けていた者
		医療職俸給表（二）７級を受けていた者
第７号区分	43,350 円	一般職俸給表（一）６級を受けていた者
		教育職俸給表（一）４級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分及び第６号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一）６級又は７級を受けていた者
		医療職俸給表（二）６級を受けていた者
第８号区分	32,500 円	一般職俸給表（一）５級を受けていた者
		一般職俸給表（二）５級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（一）４級（第７号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）５級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）５級を受けていた者
第９号区分	27,100 円	一般職俸給表（一）４級を受けていた者
		一般職俸給表（二）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一）３級を受けていた者
		教育職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は特２級若しくは３級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）４級を受けていた者
第１０号区分	21,700 円	一般職俸給表（一）３級を受けていた者
		一般職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者又は４級を受けていた者
		教育職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）２級（第９号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者又は３級若しくは４級を受けていた者
		医療職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級を受けていた者
第１１号区分	零	第１号区分から第１０号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

2　規則第３条の３に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　休業規則による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間に限る。）

退職した者が属していた別表第２に掲げる教職員の区分（以下「教職員の区分」という。）が同一である育児休業の期間にあっては、教職員の区分が同一である育児休業の期間ごとにそれぞれの最初の育児休業の期間から順次に数えてその月数の３分の１に相当する数（当該相当する数に１未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある育児休業の期間、退職した者が属していた教職員の区分が同一である育児休業の期間がない育児休業期間にあっては当該育児休業期間

(2)　就業規則第１４条第１項第１号から第３号まで、休職規程第３条第１項（いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。）及び同規程第５条第１項の規定による休職の期間、研究出向規程第２条の規定による研修出向（別に定める要件を満たす研修出向の期間を除く。）、就業規則第３９条第４号の規定による停職の期間、休業規則による育児休業の期間（前号に規定する場合を除く。）及び同規則による自己啓発等休業の期間（以下「休職月等」という。）

退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあっては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の２分の１に相当する数（当該相当する数に１未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

(3)　休業規則による配偶者同行休業の期間

当該配偶者同行休業期間

3　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、規則第３条の３の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1)　退職した者でその勤続期間が４年以下のもの又は規則第３条第１項第１号により退職した者でその勤続期間が１０年以上２４年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）にあっては規則第３条の３の規定により計算した額の２分の１に相当する額

(2)　退職日俸給月額が、給与規則の指定職俸給表１１号俸の額に相当する額を超える者にあっては、規則第３条の規定により計算した退職手当の基本額の１００分の８．３に相当する額

4　次の各号のいずれかに該当する者には、規則第３条の３及び前号の規定により計算した退職手当の調整額は、支給しない。

(1)　規則第３条第１項第１号により退職する者でその勤続期間が９年以下の者

(2)　その者の非違により退職したもので、退職の日から起算して３月前までに当該非違を原因として就業規則第３９条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

5　退職した者が同一の月において２以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

沿革

東京大学医科学研究所教職員退職手当規則

体系情報

□　第２編　総務及び人事
　　第３章　就業規則等

沿革情報

◆　平成１６年　４月　１日　制定
◇　平成１８年　３月３０日
◇　平成１９年　３月２６日
◇　平成２０年　３月２５日
◇　平成２２年　３月２５日
◇　平成２３年　３月２８日
◇　平成２４年１２月２０日
◇　平成２５年　３月２８日
◇　平成２５年　７月２５日
◇　平成２６年　３月２７日
◇　平成２７年　３月２６日
◇　平成２８年　３月２３日
◇　平成２９年　３月２２日
◇　平成３０年　２月２２日
◇　令和　２年　３月２６日
◇　令和　５年　３月２３日
◇　令和　８年　３月１９日